

# 町の家計簿 ～平成29年度上半期財政状況～ お知らせします

町の収入には、町民税や固定資産税などの町税や、国からの地方交付税・国庫支出金などがあります。そのお金の使いみちなどについて、町では年2回広報等を通じてお知らせしています。今回は、平成29年度の上半期（4月から9月まで）の財政状況をお知らせします。

## 一般会計執行状況 予算総額 **111億1,481万円**

今年度の一般会計当初予算は、109億396万円（繰越分含む）でしたが、その後3回の補正（+2億1,085万円）により、111億1,481万円となっています。歳入の状況を見ますと、予算現額の49.3%にあたる54億7,915万円が収入済みです。歳出では、予算現額の41.6%にあたる46億1,846万円が支出済みです。

歳入（単位：万円）

□ 予算現額 ■ 収入済額

歳入科目	予算現額	収入済額	執行率(%)
町 税	549,204	319,594	58.2%
地方消費税交付金	68,200	39,195	57.5%
地方交付税	84,228	55,350	65.7%
国・県支出金	224,693	65,256	29.0%
繰越金	35,507	35,507	100.0%
町 債	75,932	0	0.0%
その他	73,717	33,013	44.8%
合 計	1,111,481	547,915	49.3%

歳出（単位：万円）

□ 予算現額 ■ 支出済額

歳出科目	予算現額	支出済額	執行率(%)
議会費	12,698	6,542	51.5%
総務費	153,523	69,445	45.2%
民生費	464,186	203,498	43.8%
衛生費	108,369	37,649	34.7%
農林水産業費	6,935	2,776	40.0%
商工費	7,922	5,628	71.0%
土木費	82,303	38,330	46.6%
消防費	54,600	26,172	47.9%
教育費	109,281	39,861	36.5%
公債費	109,665	31,945	29.1%
その他	1,999	0	0.0%
合 計	1,111,481	461,846	41.6%

### 町税などの負担状況

平成29年10月1日現在の人口と世帯をもとに、平成29年度上半期の町税にかかる収入済額と一般会計の支出済額の数値を1人あたりと世帯ごとで見ると、下記のとおりとなっています。

(44,670人、18,011世帯)

#### ◎負担した額

1人あたり 71,546円  
1世帯あたり 177,444円

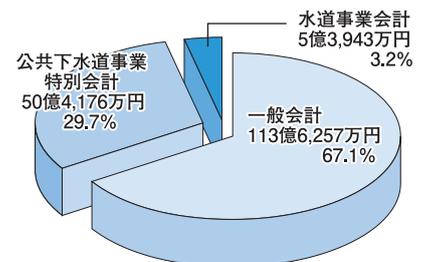
#### ◎使われた額

1人あたり 103,391円  
1世帯あたり 256,424円

### 地方債現在高の状況

地方債の現在高、一般会計における地方債現在高の内訳は次のとおりです。

#### 地方債現在高の状況



総額 169億4,376万円

地方債とは…地方公共団体が資金調達のために負担する借入のこと。町においては町債ともいう。

### 用語の解説

議会費…議会運営にかかる経費です。

総務費…人事、財政、戸籍、町税の賦課徴収、統計や交通安全などにかかる経費です。

民生費…子育て支援、高齢者・障がい者福祉などの充実にかかる経費です。

衛生費…ごみの収集や処分、健康増進や予防などにかかる経費です。

農林水産業費…農業の振興や農業用水路の整備・管理などにかかる経費です。

商工費…商工業振興や観光振興などにかかる経費です。

土木費…道路、公園、町営住宅の整備や維持管理などにかかる経費です。

消防費…消防・救急活動や災害対策などにかかる経費です。

教育費…学校施設の管理、生涯学習、文化財保護など教育行政にかかる経費です。

公債費…町債の返済金です。

その他…災害など緊急時に対応するために使われる予備費などです。

# 町税の納期限内納付にご協力を

町政運営にあたり、格別なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成29年度の一般会計歳入予算は111億1,481万円です。そのうちみなさんにご負担いただいております町税は54億9,204万2千円で、予算の49.4%を占めています。

この大切な税を活用させていただき、「ずっと住みたい緑にあふれたキラキラ光る元気なまち」の実現に向け、行政運営に取り組んでまいります。

年末に際し、出費多端のことと思いますが、今後とも納税は納期限内に、また未納のある方はその解消に一層のご理解を賜り、町の発展に格別のご協力をお願い申し上げます。

伊奈町長 大島 清

## 納期限 12月25日(月)

- ①国民健康保険税 6期
- ②介護保険料 6期
- ③後期高齢者医療保険料 6期

納期限内の納付をお願いします。(年金天引きの方を除きます。)

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に同封されているほか、役場収税課・福祉課・保険医療課窓口にあります。通帳および通帳使用印をご持参のうえ、役場各窓口または取扱金融機関でお申し込みください。

※口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

※(株)ゆうちょ銀行・郵便局の場合は、別指定の用紙で直接(株)ゆうちょ銀行・郵便局窓口にてお申し込みください。

☎ ①収税課☎2143 ②福祉課☎2124 ③保険医療課☎2175

## 年金請求書(老齢年金)が送付されます

年金を請求される方の利便性の向上と年金請求漏れを防ぐため、老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給年齢を迎えられる方に、年金加入記録をあらかじめ印字した、年金請求書や年金に関するお知らせ(はがき)が日本年金機構から送付されます。

厚生年金の加入期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方に老齢厚生年金が60歳から65歳になるまでの間支給されます。

※男性・女性とも生年月日によって段階的に支給開始年齢が異なります。

支給開始年齢	男 性	女 性
60歳	昭和28年4月1日以前に生まれた方	昭和33年4月1日以前に生まれた方
61歳	昭和28年4月2日～昭和30年4月1日に生まれた方	昭和33年4月2日～昭和35年4月1日に生まれた方
62歳	昭和30年4月2日～昭和32年4月1日に生まれた方	昭和35年4月2日～昭和37年4月1日に生まれた方
63歳	昭和32年4月2日～昭和34年4月1日に生まれた方	昭和37年4月2日～昭和39年4月1日に生まれた方
64歳	昭和34年4月2日～昭和36年4月1日に生まれた方	昭和39年4月2日～昭和41年4月1日に生まれた方
65歳	昭和36年4月2日以降に生まれた方	昭和41年4月2日以降に生まれた方

### 支給開始年齢に到達すると 老齢厚生年金 の受給権が発生する方

送付日	支給開始年齢到達月の約3か月前		
受給資格	受給資格期間あり(納付済期間等が10年以上)		受給資格期間が確認できない方
	うち厚生年金加入期間12か月以上	うち厚生年金加入期間12か月未満	
送付物	・年金請求書 ・請求の案内リーフレット	・請求の案内(はがき)	・加入期間や受給要件を記載した年金請求の案内(はがき)
手続日	支給開始年の誕生日の前日以降 ※請求に必要な住民票なども、この日以降取得してください。	65歳到達月の約3か月前に年金請求書、請求案内のリーフレットが届きます。	

### 65歳に到達すると 老齢基礎年金 または 老齢厚生年金 の受給権が発生する方

送付日	65歳到達月の約3か月前	
受給資格	受給資格期間あり(納付済期間等が10年以上)うち厚生年金加入期間12か月未満	65歳前にすでに受給権がある方でまだ年金請求をしていない方
	・年金請求書 ・請求の案内リーフレット	
手続日	65歳の誕生日の前日以降 ※請求に必要な住民票なども、この日以降取得してください。	

☎ 大宮年金事務所  
☎652-3399  
または  
保険医療課国民年金係  
☎2173